

孫の顔が
いつでも見られるし、
万が一のときも
安心♪



5年間 5% 減額!

「近居割」実施中!!

子育て・高齢者等世帯と支援する親族の世帯の双方が
同一団地、隣接する団地、概ね半径2キロ圏内の団地
もしくは、UR都市機構が定めたエリア内の住宅^(※1)の
いずれかに近居することとなった場合
新しくご入居いただく世帯の家賃を5年間5%^(※2)減額します!!

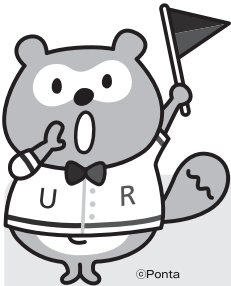
詳しくはお近くの
UR営業窓口へ!!

忙しいときに
子供の面倒を
見てもらえて
助かるわ♪



	子育て・高齢者等世帯	支援世帯
世帯要件	★高齢者(満60歳以上の方)がいる世帯 ★子ども(同居する18歳未満の子、妊娠中を含む)がいる世帯 ★障がい者(4級以上の身体障がい又は重度の知的障がい等のある方)がいる世帯	★子育て・高齢者等世帯を支援する直系血族又は 現に扶養義務を負っている3親等内の親族がい る世帯
注意事項	※1 UR都市機構が定めたエリア内の住宅とは、UR賃貸住宅を含むあらゆる住宅となります。 ※2 減額期間は、入居開始可能日から起算して5年間です。入居時には近居の成立が必要で、親族関係を証明する書類により確認を行います。 なお、近居の相手となる世帯の家賃等支払い状況を確認し、家賃を滞納している場合は家賃の減額は適用されません。また、毎年1回近居 状況を確認し、近居が成立していない場合には、減額を終了します。 *一部対象外となる団地や住戸があります。	

毎月の家賃のお支払いでPontaポイントがたまる!



「URでPonta」お申込み受付中

家賃のお支払いはこれを機会に便利な口座振替をご利用ください。●正しく登録が完了した月の翌々月の家賃のお支払いからPontaポイント加算の対象となります。
●お申込みいただける方は、個人のUR賃貸住宅の借主(契約名義人)です。法人契約は対象外です。

「URでPonta(ポンタ)」の
詳細またはお申込みはこちら

<https://ponta-ur.jp>



申込書は団地管理サービス事務所、
各住まいセンター等でも
お渡ししております。

家賃500円ごとに
1Pontaポイントがたまる^{※1}

たまったPontaポイントは
Ponta提携店舗でつかえる!^{※2}

※1 Pontaポイントの加算は口座振替または一時払いによる家賃のお支払いに限ります。敷金、共益費、駐車場利用料など家賃以外のお支払いに対してはPontaポイントは加算されません。 ※2 家賃のお支払いなどUR都市機構でPontaポイントのご利用はできません。

内閣府からのお知らせ 11月5日は、津波防災の日

大きな地震の後に「津波が来るから逃げて!」と聞いたとき、皆さんは率先して逃げる
ことができますか? 「きっと大丈夫!」。そう考えることはありませんか? 地震や津波に備えて私
たちはどのような心構えをしておけばよいのでしょうか?
皆さんも、地域の訓練に積極的に参加しましょう。
内閣府では11月5日の「津波防災の日」を中心とした取り組みをすすめています。



参考URL<<http://www.bousai.go.jp/jishin/tsunami/tsunamibousai/tsunamibousaiday.html>>

令和元年10月1日付け消費税率の引き上げに伴う駐車場料金等の変更について(お知らせ)

令和元年10月1日に消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引上げられたことに伴い、当機構の管理する駐車場の利用料金、賃貸倉庫及び賃貸施設(SOHO型施設付賃貸住宅を含む)の賃貸料につきましては、令和元年10月1日(令和元年10月分)から税率10%で計算した金額に変更しております。
変更後の金額については、口座振替を利用いただいている金融機関の通帳や当機構が発行する請求書等でご確認ください。
ご不明な点がございましたら、お住まいの団地を管理している住まいセンター等にお問い合わせください。

◎お住まいの団地を管轄する住まいセンター等の情報はこちらからご確認ください。

URお問合せ先一覧

検索

